

条例第 24 号

宇和島市消防団条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 25 日

宇和島市長

岡原文彰

宇和島市消防団条例の一部を改正する条例

宇和島市消防団条例（平成17年条例第201号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
（定員） 第4条 消防組織法第19条第2項の規定による団員の定数は、2,184人とする。 2 （略） 3 政令第4条第3項の規定により消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の各号のいずれかに該当するものの合計数を控除した人数とする。 （1）任用期間が5年未満である団員に係るもの _____ （2）任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの _____ <u>（3）次条第3項に規定する機能別団員</u> <u>4 前項の規定により控除する団員の人数は、規則で定める。</u>	（定員） 第4条 消防組織法第19条第2項の規定による団員の定数は、2,184人とする。 2 （略） 3 政令第4条第3項の規定により消防団員退職報償金支給責任共済契約に係る掛金の額を算定するために用いる条例定員は、第1項の団員の定数から当該定数のうち次の各号のいずれかに該当するものの合計数を控除した人数とする。 （1）任用期間が5年未満である団員に係るもの <u>0人</u> （2）任用に当たって従事すべき消防事務の範囲が極めて限定されており、かつ、当該消防事務の量、困難性等、団員間の衡平その他の事情に照らして退職報償金を支給することが適当でない団員に係るもの <u>165人</u>

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。